

2024年相続登記義務化で 眠っていた農地が動き出す！？

2024年に義務化される相続登記。

現在、相続登記の申請は義務ではなく、任意によるものとされています。

その結果、相続登記を申請しなくても不利益を被らないならば、申請せずにそのままにしておくケースも多々ありました。2024年4月から相続登記は義務化され、2024年の法施行以前に発生していた相続についても登記が義務となり、怠ると罰則が発生します。

この相続登記義務化により、相続人が農地を売りたい、貸したいという相談が増えています。

農地・相続相談 熊本本部では眠っていた農地を有効活用できる未来を担う農業者様に農地の情報提供を致します。

相続登記義務化により動き出す農地。

相談会での実例を交えて相続の問題が引き起こす

農地承継のトラブルと傾向を解説。

相続人はなぜ相続登記義務化により農地を手放
したいのか？わかりやすくお話をします。

農地・相続相談 熊本本部



GROVE株式会社

代表取締役 山本 道治

現役農家(果樹農家)・不動産会社代表。
農地の有効活用や耕作放棄地に関し、
農業・不動産業の二つの視点から幅広く
ご提案できる「農地」の専門家。



司法書士法人あかりテラス

相続診断士 宮村 聰

遺産分割でもめないための準備の方
法、遺言書の作成や認知症対策、遺留分
対策など得意分野としています。
「円満相続」のプロ。

農地・相続相談熊本本部とは？

全国的な社会問題となっている耕
作放棄地。

その原因のひとつとして相続に関
するトラブルを抱えています。

熊本の耕作放棄地と相続の問題解
決を目的に 2022年に農地・相続相
談 熊本本部を設立。

農地・不動産と相続の専門家が毎月
行う相談会には来場者多数。

農地は年々減少を続けています。耕作放棄地が増加している主な原因として、農業者の高齢化や後継者不足による農業人口の減少が挙げられます。農業を行う人がいなくなつて土地が放置されるケースが多いのです。農地が減少し、耕作放棄地が増加すると国内の農業生産が減少し、食料自給率の低下を招きます。昭和40年度は73%の自給率が近年では40%を推移しています。耕作放棄地の増加は輸入への依存という大きな問題にもつながっているのは確かです。耕作放棄地の増加は全国的に深刻な問題となっています。耕作放棄地の問題に取り組むことで農業生産法人や新しいビジネスを始める企業、新規就農者も増えています。さらには地域の活性化や雇用創出など多くのメリットが生まれます。農業の未来を担う農業者皆様のご協力が必要不可欠です。